特記仕様書

一般工事

1 当該工事は、道道　能取三眺線の配水管の布設替工事である。

2 当該工事は、道道　能取三眺線に管路を布設する工事である。
監督員と協議を実施し、施工内容とスケジュール等を十分調整し、施工すること。

3 概数について
概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。
概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。
なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。
当該工事において、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。

4 一般土工に関しては、北海道土木共通仕様書に基づくこと。
歩車道の復旧工事は、一般土木工事と同様に施工から現場試験かつ、管理図作成に至るまで提出すること。
管工事に関しては、日本水道協会による水道工事標準仕様書【土木工事編】に基づくこと。

5 現場着手前に現場代理人は、必ず監督員と協議、打合せを行うこと。
また、不断水工事等の工事要所部分の着手前には、必ず監督員に連絡すること。
設計変更となる場合は、必ず事前に監督員と協議し、了承を得ること。
配管工事には、必ず配管責任技術員に施工させること。（既設管を着手する場合）

6 掘削置土において、隣接するトラフ又は舗装道路上に直接土砂を堆積しないこと。
また、埋戻し後の（工事中も含む）付近の清掃を十分に行うこと。
捨土は、監督員と協議し指定の土捨て場へ運搬すること。
河川敷地等の付近では、土砂流出を防ぐこと。

7 宅地の角においては、石標の確認を行うこと。隣接して掘削施工を行う場合、地権者と立会を行い石標の有無を確認すること。
支障となる場合は、監督員と協議し責任のある測量者に委託すること。

8 管を現場内（及び隣接地）で仮置きする場合は、枕木を使用すること。
また、崩れないようにおさえ木等を用いること。
資材全体をシートで覆うこと。また、人の立入で事故が無いように管理すること。

9 埋設位置の側で仮置き及び丘溶接をする場合は、枕木で支えること。且つ、くさびなどを置いて、管が転がり落ちないようにすること。
地面に直接置いて、砕石などの突起物に触れさせないこと。
施工前に資材検査を行うこと。
損傷がある場合は、返却すること。

10 管材及び資材の発注前に事前に監督員と協議を行い、承認図や使用資材検査報告書等を用意し、監督員から承諾を得ること。

11 使用管材及び資材について監督員より検査成績書の提出の要求があった場合、資料を整理し提出すること。

12 施工位置について、測量を行い施工中に施工位置をチェック可能な状態にすること。
（仮杭等の設置）
施工位置に支障物がある場合は、事前に監督員と協議すること。

13 工事前に、既設管の管径、管種、仕切弁の位置などを把握すること。
緊急事故時に早急に対処できる体制を取ること。

14 分水切り替え工事において、既設分水管利用者に対しては、水の臭い及び一時断水
（切り替え時）などについて、十分に説明をして理解を得て施工すること。
また、臭気ある水が残る場合は家庭内で排泥をする場合が有ることから監督員と
協議又は連絡すること。
（料金問題が関連するため）
分水工事において、事前に給水台帳等をチェックすること。
切り替えた平面図を給水台帳に添付する。
施工者、工事名、年月日を記入すること。

15 埋設深さ（土被り）は原則として、管上H=1．20mであるが、車道横断、雨水管、
下水道管等との交差する関係で深く（浅く）なる場合は、事前に監督員と協議すること。
自己判断で、切廻し等の工事を先行しないこと。

16 残土搬入地については工事着手前に事前に監督員と協議を行うこと。
残土受入地との連絡及び契約等の遅れが無いように努めること。

17 工事施工前、工事進捗状況および新設管の埋め戻しする前等に必ず監督員へ
連絡を行うこと。新設管、廃止管、分水管（新規、廃止）の位置を図上で判断
できるようにすること。

18 工事施工において、既設、新設仕切弁の使用は、水道部上水道係で行う。
また、指示に従い協力すること。
導水管などの通水時は各関係場所への配置員を考慮して工程計画する。

19 リサイクル法で定められた資材の搬入、副産物の搬出がある場合は工事着手時に建設副産物
実態調査計画書を提出すること。また実施時に変更があった場合は、工事完了時に建設副産物
実態調査実施書を提出すること。
※実態調査書の作成は「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」によることを原則とする。

20 分別解体用によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルト塊）は
次のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、
施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所に
ついては積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の
提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の
対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項に
ついてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員
と協議すること。
●コンクリート塊
（1）処分場所　：
（2）運搬距離　：
●アスファルト塊
（1）処分場所　：
（2）運搬距離　：

21 成果品の電子納品について

1　電子納品

（1）当該工事は電子納品対象とする。電子納品にあたっては、網走市電子納品の手引き（案）【工事編】（以下、「手引き【工事編】」という）に基づき、工事監督員と協議の上、電子化の範囲を決定しなければならない。これにより難い場合には、協議の上、従来の納品とする。

（2）工事完成図書は、手引き【工事編】に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD－R又はDVD－R）で1部提出する。なお、手引き【工事編】の解釈に疑義がある場合は、担当員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。

（3）工事完成図書の提出にあたっては、電子成果品事前チェックシート等による確認や目視による確認を行い、ウイルス対策を実施した上で提出するものとする。

ダクタイル鋳鉄管配管工事 特記仕様書

第 1 章 一般事項

1.1 適用範囲

本仕様書は、本工事におけるダクタイル鋳鉄管（以下「鋳鉄管」という。）の供給、運搬、保管、切断、接合、布設および各種試験等の施工管理に関する特記条件に適用する。本仕様書に定めのない事項は、関係法令および日本水道協会（JWWA）・日本ダクタイル鉄管協会（JDPA）等の標準仕様書に準拠する。

1.2 使用材料の承認

使用する管・異形管・弁類・継手部材・ライニング材料は、工事着手前に監督員に図面および規格説明書を提出し、事前承認を受けること。

第 2 章 材料・規格

2.1 管材および継手規格

- **管種・接合形式**：原則として耐震性能を有する耐震適合継手（GX 形、P-Link 等）を使用する。
- **対応規格**：JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）および JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）または JDPA 規格適合品とする。

2.2 保管および運搬

現場への搬入および保管の際は、塗膜の損傷や異物の侵入を防ぐため、保護キャップまたはシートを使用すること。

運搬・揚重時はナイロンスリング等の布製吊具を使用し、金属チェーン等による傷防止措置を講じること。

第 3 章 施工および接合

3.1 掘削および基礎材

管底の支持力確保のため、設計図書に基づき所定の火山灰基礎を均等に敷き均し、転圧を行うこと。

暗渠・水路交差部等で不同沈下が懸念される場合は、地盤改良等の補強対策について監督員と協議すること。

3.2 管の切断および面取り

管の切断は専用の管切断機を使用し、管軸に対して垂直に行うこと。切断口はメーカー指定の標準角度で面取りを行い、外面防食塗装の補修処理を確実に行うこと。

3.3 継手接合

受口・挿し口の清掃を徹底し、ゴム輪のねじれや異物噛み込みがないことを確認の上、専用滑剤を用いて接合すること。

耐震継手の挿入量・隙間管理、ロックリングおよび爪等の装着確認を必ず記録すること。

第 4 章 防護・防食対策

4.1 異形管防護

屈曲部・T 字分岐部・管端部等の水圧・推力が作用する部位には、設計水圧に基づいた鉄筋コンクリート製防護ブロックを設置すること（離脱防止機能付き継手による代替時を除く）。

4.2 ポリエチレンスリーブ施工

土壌腐食環境下または異種金属との接続部等、指示された箇所にはポリエチレンスリーブによる外面被覆処理を行うこと。施工にあたっては傷のないよう密着させて被覆すること。

第 5 章 提出書類および記録

5.1 施工記録の提出

継手挿入量の測定記録ならびに各種工程・品質管理の施工写真を完成図書に添付し提出すること。